

不法投棄はゼツタイ  
捨てるのも、**ダメ!!**  
処分するのも、**ダメ!!**  
この手からなのです。



不法投棄されているごみの中には、  
清掃センターへ持ち込めるものが  
たくさんあります。

「ごみの収集日に間に合わなかった」「引っ越しのときにごみが…」  
などのとき、下田川塵芥清掃センターに、ごみを個人でもっていく  
ことができます。

月～土曜日と第1・3日曜日(時間帯は9時～16時30分)に利用できま  
す。運搬のときには、軽トラックか普通乗用車で運んでください。  
ごみを不法投棄すると、法律により「6か月以下の懲役、または50  
万円以下の罰金」に処せられます。

ごみをもっていく場合は、折り込みのチラシをご覧ください。

広報

**カナダ**

Kanada Town PUBLIC RELATIONS

**5.15**  
1997

# 悪質商法は 悪徳商法は いりません!



言葉巧みに消費者を誘い込み、お金をだまし取る悪質商法。その巧妙な手口は近年ますます多様化し、被害が多発しています。被害に遭わないためには、その手口を知っておくこと、そして、はっきり「いりません」と断ることが重要です。

## ●多様化する悪質商法の手口

資格商法、呼び出し商法、マルチ商法、催眠(SF)商法、キャッチセールス……悪質商法と一口にいても、その手口はさまざまです。

最近では、長引く景気の低迷、超低金利時代といった社会状況を背景とした、新たな手口の悪質商法が増えてきています。

まず、記憶に新しいオレンジ共済組合やKKCのような詐欺——つまり、幅広い年齢層を対象に、元金保障、安全・有利など財テクをうたい文句にし、消費者から預り金をだまし取る商法です。平成8年の被害規模は約2万2千人、約950億円にも及んでいます。

また、多重債務者をねらった「紹介屋」「買取屋」などの悪質商法の被害も急増しています。

これは、消費者金融などから多額の負債を抱え、債務の返済に苦しむ人の弱みに付け込んだ商法です。平成8年には、約6万6千人も被害に遭っています。

## ●インターネットの悪用も

世界中の情報をオンラインで結ぶインターネット。最近では、便利な情報メディアとして、わたしたちの生活にも定着しつつあります。

しかし、一方ではそれらを利用する悪質商法も増えており、ハッキングでIDや他人名義の銀行口座を悪用した詐欺などの被害も出ています。このようなコンピューター・ネットワークを使った手口は、マルチメディア化が進むにつれ、さらに増えることが予想されます。

\*端末機を使い、他人のコンピューターに無断で侵入すること。

## 知っておきたい、その手口

### ◎紹介屋

「50万円まで即融資、全国どこでもOK、来店不要……」などのように、あたかも簡単に融資が受けられるかのようなオトリ広告で客を釣ります。そして、電話をかけてきた客に「あなたの信用状態はよくない。うちでは貸せないが、ほかの店を紹介してやる」などと言い、その紹介によって融資を受けられるかのように装って、紹介料をだまし取ります。

### ◎買取屋

買い取り屋の手口は、融資を申し込むと、融資の条件としてクレジットカードで金券を次々と買わせ、これを定価以下の安い価格で買い取り、さらに、高金利で融資するものです。結局、申し込んだ人は、融資の返済のほかに、クレジット会社への債務が残ってしまいます。

### ●被害防止のための5か条

悪質業者は人の心のスキを突いて、巧妙な手口で誘い込めます。悪質業者の甘い言葉にだまされず、大切な財産を守るために、次のようなことを心掛けましょう。

- 1 「もうかります」「あなただけが選ばれました」など、うまい話もちかけられたら、まず悪質商法を疑いましょう。
- 2 勧誘を受けたら、まず必要なものかどうかをよく考えること。そして、相手の名前や所在地、用件などを納得いくまで聞くことです。不審なときは、きっぱりと「いりません」と断ること。
- 3 毅然とした態度で対応を。中途半端な態度や優柔不断な対応は相手に付け込まれます。しつこいときは110番に通報を。
- 4 業者の言葉だけで信用せず、契約前には第三者に相談しましょう。契約書はよく読んで、理解しておくことが重要です。
- 5 契約した後もよく考えてください。一定の期間内なら、クーリング・オフ制度で解約できる場合があります。

### ●悪質商法の相談・問い合わせ

悪質商法についてのご相談は最寄りの警察や交番、駐在所にお電話を。また、市区町村の消費者窓口や各消費者センターなどでも相談を受け付けています。

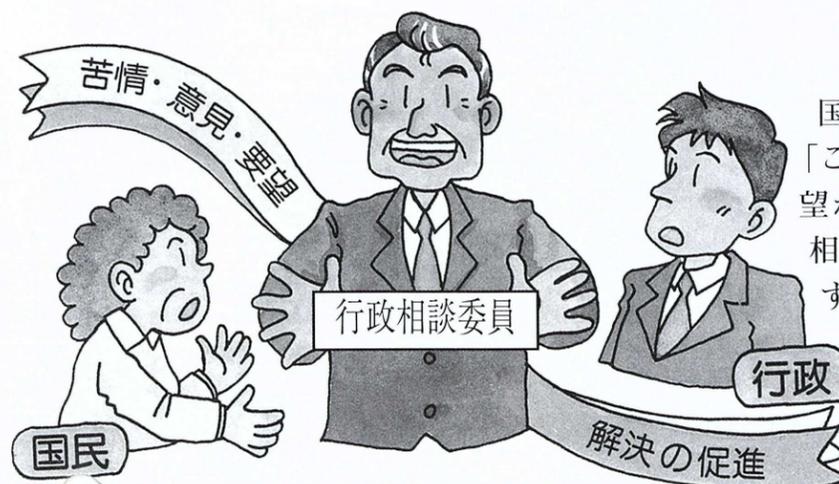
### ご注意—代金引換郵便詐欺—

郵便配達時に、差出人が指定した金額と引き替えに郵便物を受け取る「代金引換郵便詐欺」。注文した覚えもないものが代金引き替えで届いたら、代金支払いにはくれぐれもご注意ください。もしかしたら、送り付け商法という悪質商法かもしれません。送り付け商法とは、代金支払いをしてしまったら返金が認められないという代金引換郵便の制度を悪用して、無価値同然の品物を買取らせてしまう商法です。

家族のだれかが注文したものと思い込んで、受け取ってしまうケースが多いようですが、疑問があれば、受け取り留保と拒絶ができます。代金を支払う前に、家族などに注文したかどうかを確認するなど、十分注意して受け取るようにしましょう。



あなたからの苦情や要望にお応えします  
【ふれあいを大切に — さわやか行政サービス】



国の行政について「処理の仕方がおかしい」「このようにしてほしい」といった苦情や要望がある場合、所管の役所が不明でどこに相談したらいいのか分からないときはどうすればいいのでしょうか。そんなときはぜひ総務庁の行政相談制度をご利用ください。

## ●公平・中立な立場で解決

行政相談は、皆さんの毎日の暮らしの中での苦情や意見を聞いて、関係する役所に公平・中立な立場であっせんを行い、問題の解決を図るものです。国民の声を行政運営の改善につなげる役割をもっています。行政相談には次のような特色があります。

- ① 国の全省庁、特殊法人、国の委任または補助を受けて行っている都道府県・市区町村の業務など、国の行政全般にわたる苦情を受け付けます。複数の行政機関にまたがって連絡・調整が必要なため、どこに相談したらいいのか分からないというときには、特に効果を発揮します。
- ② 都道府県に設置されている管区行政監察局・行政監察事務所、市区町村の行政相談委員、または総合行政相談所にご相談ください。相談者がどの窓口にも相談に行っても、どの地域の問題であっても迅速に受け付け・処理をします。
- ③ 通常の処理方法では解決が難しい問題は、「行政苦情救済推進会議」にかけて改善を図ります。また、同じような苦情が起きないように「行政監察」を実施して、行政制度・運営について検討し再発の防止に努めます。

## ●身近な行政相談委員

行政相談委員は、総務庁長官が法律に基づいて、民間有識者の中から委嘱します。全国の市区町村に約5千人配置され、相談の受け付けを無報酬で行っています。



金田町では、池長 昇さんが4月から総務庁長官から委嘱され、自宅のほかに福祉センターで毎月第3水曜日に相談に応じています。相談は無料で、行政相談委員を直接訪ねることはもちろん、電話や手紙でも受け付けられます。秘密は必ず守られます。

5月18日～24日は「春の行政相談週間」です。この機会にぜひ、あなたの声をお聞かせください。

### ◆行政相談委員

池長 昇 金田町大字神崎316  
☎0947-22-1823

### ◆行政苦情110番・総合相談所電話番号

○九州管区行政監察局 ☎092-473-1100  
○福岡総合行政相談所 ☎092-781-7830

5月18日～24日

5月はさわやか行政サービス推進月間  
「春の行政相談週間」

# やさしさと 思いやりとを 作ろう

金田中2年 桑野 和奈さん

## 人権学習の必要性と行動化

すべての人々が「差別をなくすため努力する人」になるためには、あらゆる機会や場を通して人権学習が必要です。

この学習を通じて人権感覚を高め、差別をなくす人間へと成長しなければなりません。

そして、「差別をしない人間」「差別を許さない人間」へと高まっていかなければなりません。そのためにはまず、自分の差別に気づき、他人の差別性を見抜く(感覚)を育て、差別についての学習を通して基本的人権についての認識を深め、差別の不合理性を理解

することが大切です。そしてまた、自分の差別性に気づいたとき、率直に改め、他人の差別性に気づいたとき、ためらうことなく注意していくという差別性を許さないための行動をする力をつけなければなりません。

このような学習を通して、差別をしない人間になっていくことを「自己変革」といい、その最も基本となるのは基本的人権の尊重なのです。

自己変革をするためには、まず偏見を取り除かなくてはなりません。偏見は世間で言われ、言い継がれていることを自分自身で確かめず、そのまま信じることによって生じるものです。

私たちがもっている「偏見」の多くは、お父さんお母さん、親せき、友達、雑誌などから誤ったことを知識として得て、自分自身のものにしてしまうものです。本当のを知り、自分自身のもつ考え方を改めなければならぬと思っても、両親や友人などから嫌われたくないし、改めるということはとても勇気のいることです。

現在でも「偏見」がもとで、部落差別、外国差別、外国人差別、障害者差別、女性差別、思想差別などやいじめなどのいろいろな問題が起っています。

## 新聞報道事件を通して考えさせられること

平成9年3月19日付けの読売新聞に昨秋、東京都内の小学校で起きた「張り紙事件」のことが報告されました。

小学校6年の男子児童が、約1,400円の教材費をもってこなかったので、担任がクラス内で男子児童のランドセルの内側に「集金」と書いた紙を計3回も張り付けた。

3回目には11色もの「集金」の文字が、これみよがしに21個も書き並べられていた。家計が苦しい事情を知る男子児童は、親を思って「忘れた」と弁明していたというのです。

「忘れないように…の、つもりだった」などと担任の説明だったそうですが、同法務局人権擁護部は素早く異例の対応し、明確な法令違反ではなく児童側からの訴えもなかったにもかかわらず、独自の調査を開始した。結果、法務省東京法務局はこのほど、教諭の行為を「重大な人権侵害」と断定した。同法務局が告発を待たずに調査、人権侵害を認めた

ことは異例のことだと報じられていました。

東京法務局側は、「今回、普遍的な人権感覚で判断した。『これはおかしい』の思いが発端となった」のだと言っていますが、人権の基本的な考えの一つには、「人間らしく生きられることが、訴えなくても社会が考慮されること」があげられると思います。

しかし、弱い立場にある人間が、本人の責任のよらない部分で人間としての尊厳を傷つけられることや、「差別するつもりはなかったが、つい…」とどうもつなことは残念ながら現代社会に頻繁に見られる事実です。「軽い冗談のつもり」も同様

「おかしい」から、人権侵犯断定に至った今回の判断は、そうした習慣に一つの風穴を開けたといえます。日々の何気ない言動に中でも「あれ?? おかしい」と思う人権感覚を育てることが大切です。

「差別されてもいないし、差別してもいないから」だけでは、ついつい差別的な言動が出てしまいがちです。折にふれ一人ひとりの人間としての尊厳を大切にしよう関係づくりに努めなければなりません。

特に有形無形の権力をもつ「強者」に強く望まれることと言えそうです。まず親が、人権確立、そして子へ

金田町社会同和教育指導員 荒巻 修

# 一言が 人の心を 左右します

金田中2年 辰島 正二郎さん

# 人権擁護委員制度をご存じですか? 6月1日は、 人権擁護委員法が 施行された日です。

日本が戦後新しく生まれ変わったとき、何よりもまず国民の基本的人権の擁護と人権思想の普及高揚が強く求められ、基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。

昭和23年にまず、制令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、国民の基本的人権を擁護し見守る、いわば民間人間による人権の番人の機関が誕生したのです。これが人権擁護委員制度の始まりです。

ここ数年、いじめ、体罰、不登校、近親者による虐待など子どもをめぐる人権問題が大きな社会問題となっていますが、これらの問題解決のためには、家庭、学校、地域社会などさまざまな場で、思いやりと心と生命の大切さをはぐくむ幅広い人権教育が行われるなど、次代を担う子どもの人権を積極的に擁護していくことが必要です。

そこで、全国人権擁護委員連合会では、「子どもの人権を守ろう一育てよう思いやりの心」を啓発活動重点目標に掲げ、積極的な啓発活動を展開しています。

人権は、人間が幸福な人生をおくる上で、最も大切な権利です。自分だけでなく、すべての人の人権が尊重されなければなりません。

国の内外を問わず、人々がお互いに人権を守ることによって明るい社会をつくるのが、私たちの願いです。

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんと共に一層の人権思想の啓発に努めることを申し合わせています。

金田町にも町長の推薦を受けて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員が活動しています。

- 若林 運さん (金田町大字神崎1186番地) ☎22-1163
- 福田 昌さん (金田町大字金田757番地2) ☎22-0257

相談は、毎月第4水曜日 10時～15時(会場/福祉センター)の間に「心配ごと相談」で行っています。秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

# 合併処理浄化槽の補助金申請は23日までに。

皆さんのご家庭から流れる、台所排水や洗濯排水などの生活雑排水で、河川や海が汚れています。浄化槽を新しく設置する。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ変えたい……。ぜひ、この機会に合併処理浄化槽補助金制度をご利用ください。



●平成9年度補助金と受付基数

人 槽	受付基数	補助金額
5人槽	2	309,000円
6人槽	2	390,000円
7人槽	2	463,000円
8人槽	2	627,000円
9~10人槽	2	824,000円

## ●申込み方法

補助金の申込みには、「県統一様式」と「合併処理浄化槽交付申請書」などの書類が必要です。浄化槽の人槽区分は、設置しようとする家の建築面積と居住人数で決定します。また、申込み多数の場合は、抽選とさせていただきます。

**●申し込み締め切り 5月23日(金)まで**  
お問い合わせ 福祉課環境衛生係  
☎22-6664

## 特別葬祭給付金の請求はお済みですか？

原子爆弾により被爆され、昭和49年9月30日までに亡くなった親、兄弟などの肉親をお持ちの被爆者の方は、この制度の対象となる可能性があります。請求期間は平成9年6月30日までですので、お早めに次のところへご連絡ください。

詳しいお問い合わせ、連絡先は  
田川保健所 ☎44-0666  
福岡県保健環境部健康増進課老人保健係  
☎092-622-0716(直通)

## 毒物劇物取扱者試験

次のとおり「平成9年度毒物劇物取扱者試験」を行います。  
■日時/8月5日 ■試験会場/第一薬科大学(福岡市南区)  
■願書提出期間/6月16日~20日 ■願書提出先/田川保健所 ■受験料/10,500円

詳しいお問い合わせは  
田川保健所 ☎44-0666 または  
福岡県保健環境部薬務課 ☎092-651-1111(内線3084)

## 6月2日は自動車税の納期源です。

自動車をはじめとする県税は、皆さんの暮らしを豊かにし活力に満ちた住みよい福岡県を作るために使われています。自動車をお持ちの皆さん、自動車税は6月2日までに忘れずに納めましょう。

自動車税に関するお問い合わせは  
田川県税事務所☎44-8111(内線214)

## あたたかい善意ありがとうございました

次の皆さんからご寄付をいただきました。  
この寄付金は、社会福祉充実のため有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

### 香典返し

- 熊谷キクノ様(人見境町) [故・熊谷 武雄様]
- 寺澤アサノ様(神 崎) [故・寺澤 春男様]
- 中村 一守様(宝 見) [故・中村 マサ工様]
- 浦田 光由様(宝 見) [故・浦田 由光様]
- 山田 初枝様(人 見) [故・山田 末夫様]
- 井上 春代様(西 金 田) [故・井上 暉夫様]

### 寄付金

小原メグミ様(福祉センター食堂)

### ●お詫びと訂正●

4月15日号香典返しで、白濱喜代子様の住所がまちがっていました。(人見宮床)→(若草団地)ここに訂正し、お詫び申し上げます。

## ワープロ技術講習会

福岡県女性就業センター筑豊支所では、新卒者を除く就業希望の女性を対象にワープロ技術講習会を行います。

■講習期間/7月10日~8月8日(毎週月~金曜日の21日間) 10時~16時 ■講習会場/福岡県田川総合庁舎(田川市松原) ■定員/20人 ■受講料/無料(ただし教材費は受講者負担) ■申込み方法/6月10日、11日に電話でお申し込みください。

詳しいお問い合わせ、申込先は  
福岡県女性就業センター筑豊支所  
☎0948-23-4156(直通)  
☎0948-23-4111(内線560)

## 車の手続きを テレホンサービスでご案内

テレホンサービス内容は次のものです。

普通自動車 → 名義変更・住所変更・廃車手続き  
二輪車(排気量251cc以上) ・番号変更・車検証などの再交付  
・車検・自動車の改造届けなど

◆利用時間は24時間。土、日曜日、祝祭日も利用できます。  
◆音声の「メッセージ」に従って、お聞きになりたい内容の番号をダイヤル(31・34・37番を選択)してください。

◇ファクスによる情報の取り出しは、あらかじめファクス兼用電話機からおかけください。

なお、排気量126~250ccの二輪車の手続きは『軽自動車協会』☎0948-82-1008へ

排気量125cc以下の二輪車の手続きは、役場税務課へお問い合わせください。

サービスに関するお問い合わせは  
九州運輸局福岡陸運支局筑豊自動車検査登録事務所  
☎0948-82-3380

## 税務職員(税務大学校学生)募集

国家公務員採用Ⅲ種試験(税務)が行われます。合格し、採用された人は税務大学校に入校し、約13か月間の研修を受けます。卒業後は税務署に配属され、国税事務に従事します。

■受検資格/昭和52年4月2日~昭和55年4月1日までに生まれた人 ■試験の程度/高等学校卒業程度 ■受付期間/6月25日~7月2日 ■第1次試験/9月7日(10月13日合格発表) ■第2次試験/10月16日~23日(11月14日最終合格発表)

詳しいお問い合わせは  
福岡国税局人事第二課 ☎092-411-0031(内線2117)  
または田川税務署 ☎44-0430

この貸付事業は、  
60歳以上の人と同居している人、  
60歳以上である高齢者夫婦世帯の居室などを増築、改築する場合に必要な整備資金の  
借り受けができる制度です。

## ①借り受け条件

- 限度額/150万円
- 利息/年3%
- 償還期間・方法/借り受けの日の属する翌月から10年以内に、元金等による月割償還
- 担保など/担保はいりませんが、連帯保証人が必要です(月収18万円以上で20歳から59歳以下の人)

## ②借り受けの申込みができる人

- 次の条件をすべて満たしている人に限られます。
- (1)高齢者が申込人のどちらかが県内に1年以上住んでいる20歳から65歳までの人。
  - (2)60歳以上の人と同居(または同居予定)している人か、一方または双方が60歳以上の高齢者世帯で申込人が65歳以下の人。
  - (3)貸付金を償還する見込みのある人で、原則として来年3月までに工事が完了できる見込みのある人に限ります。
  - (4)申込人の収入額が月額10万円以上である人。(申込人の平成5年の収入金額が給与所得のみの方は1,000万円未満、その他の人は所得金額が790万5千円未満)

## ③連帯保証人

- (1)県内に1年以上住んでいる20歳から59歳までの人。
- (2)連帯保証人の収入額が月額18万円以上の人。
- (3)申込人と同一世帯の連帯保証人は、申込人の配偶者は連帯保証人となれません。

## ④申込み手続き期間

6月1日から11月30日まで(貸付件数には限りがあります)

詳しいお問い合わせは  
福祉課福祉係 ☎22-6664

# 福岡県高齢者居室整備資金貸付事業

5月15日～6月15日

# 行事予定表

予定が変更することもありますので、担当課までお問い合わせください。



広報カナダ  
'97.5月15日号  
NO.327

日	曜	行事予定
5/15	木	●中学一年生ツ反判定及びBCG接種(中学校) 13:30～14:20
16	金	●乳児相談(役場) 受付10:00～11:00
17	土	役場はお休みです
18	日	中学校体育会 9時～
19	月	
20	火	●ポリオ接種(役場) 13:30～14:20
21	水	飯塚国際車いすテニス大会 ～25日
22	木	●三種混合予防接種(役場) 13:30～14:20
23	金	国際交歓会(イベント広場) 18時～
24	土	役場はお休みです
25	日	
26	月	
27	火	
28	水	●心配ごと相談(福祉センター) 10:30～15:00 ●70歳到達者・老人医療受給者証交付日(役場) 15:00～16:00
29	木	●小学1年生風しん予防接種(小学校) 13:30～14:20
30	金	5月分水道料金・軽自動車税・固定資産税(第1期)納付期限です
31	土	役場はお休みです
6/1	日	
2	月	自動車税の納付期限です
3	火	
4	水	
5	木	●小学4年生日本脳炎予防接種(小学校) 13:30～14:20
6	金	
7	土	役場はお休みです
8	日	
9	月	
10	火	
11	水	
12	木	●中学3年生日本脳炎予防接種(中学校) 13:30～14:20
13	金	●補聴器相談(役場) 9:00～10:00 ●健康相談(役場) 13:30～14:30
14	土	役場はお休みです
15	日	

公共料金のお支払いは、便利で確実な口座振込をご利用ください。

●発行/金田町役場企画開発課  
●編集/広報カナダ企画編集委員  
●印刷/南川崎印刷

☎822-12

福岡県田川郡金田町大字金田937-2

☎0947-22-055

☎0947-22-078